住宅改修費支給に係る手続きフロー

阪南市健康部介護保険課
平成30年8月1日

A. 全額立替払い（償還払）

償還払を希望する方、**介護保険料を滞納している方、給付制限を受けている方**はこちら

B. 1・2・3負担（受領委任払）

受領委任払を希望される方で、**A．Cの方以外**はこちら

C. 生活保護受給者（受領委任払）

生活保護受給者はこちら

着工前

①相談・検討

担当のケアマネジャーに相談します。

①相談・検討

担当のケアマネジャー、**生活支援課の担当ケースワーカー**に相談します。

②事前申請

施工業者が決まりましたら、**阪南市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書**に右記の添付書類（**※1**）を添えて着工前に提出します。

（※1　添付書類（償還払、受領委任払、生活保護受給者共通）

- 住宅改修に係る理由書（担当ケアマネジャーが記入）
- 住宅改修前の写真（撮影日が入ったもの）
- 改修予定の平面図
- 工事見積書
- 所有者の承諾書（借家の場合）
- 居宅（介護予防）サービス計画書（他のサービスを受給している場合）
- カタログ

工事

③承認・着工

- 承認後、申請者に阪南市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認通知書が送付されますので、施工業者に連絡し着工します。
- 工事完了後、施工業者に改修費用の全額を支払います。

③承認・着工

- 承認後、申請者に阪南市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認通知書が送付されますので、施工業者に連絡し着工します。
- 工事完了後、施工業者に改修対象費用額の１・２・3割（小数点以下切上げ）（**※2**）を支払います。

※2　費用総額が20万円を超えるなど、給付対象外費用が発生した場合は、被保険者の自己負担となります。

完了

④事後申請

- **介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書**に右記の添付書類（**※3**）を添えて提出します。

※振込み先が被保険者以外の場合は代理権授与通知書を提出します。

⑤支給

被保険者に住宅改修費（対象金額の９・8.・7割）が**支給申請日の翌月末に支給されます。**

④事後申請

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）に右記の添付書類（**※3**）を添えて提出します。

※3　添付書類（償還払、受領委任払　生活保護受給者共通）

- 住宅改修に係る理由書
- 住宅改修後の写真(撮影日が入ったもの)
- 工事内訳書
- 領収書（原本）

⑤支給

施工業者に住宅改修費（対象金額の９・８・7割）が支給申請日の翌月末に支給されます。